

横須賀市立不入斗中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》「いじめ防止対策推進法」より

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、いじめ防止のための取組の改善を図ります。

2. いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「(1) 学校いじめ防止対策委員会」を設置し、全体会を年に 2 回行います。また、その活動をより効果的にするために、週に 1 回の「(2) 生徒指導情報交換会」、月に 1 回の「(3) 支援教育委員会」を活用し、きめ細かく生徒の様子を把握し、情報を共有する中で、専門職等のアドバイスを受けながらいじめ防止に係わる取り組みの企画・立案、対応策の検討を行います。

学校の教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応します。

(1) 学校いじめ防止対策委員会

学校内		学校外
校長	1 学年主任	学校評議員
教頭	2 学年主任	
生徒指導担当	3 学年主任	
支援教育コーディネーター	スクールカウンセラー	
養護教諭	登校支援相談員	

(2) 生徒指導情報交換会

校長	1 学年生徒指導係
教頭	2 学年生徒指導係
生徒指導担当	3 学年生徒指導係
1 学年主任	養護教諭
2 学年主任	
3 学年主任	

(3) 支援教育委員会

校長	特別支援学級担任
教頭	登校支援事務担当
支援教育コーディネーター	スクールカウンセラー
養護教諭	登校支援相談員
1 学年主任	
2 学年主任	
3 学年主任	

3. いじめの未然防止

- (1) いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- (2) 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から児童生徒の心に寄り添うことを心がけます。
- (3) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- (4) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にされた分かりやすい授業づくりを進めます。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- (6) いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

4. いじめの早期発見

- (1) 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況を客観的な把握に努める。アンケートについては、安心していじめを訴えられるよう工夫します。

学校生活アンケートの実施 年3回（6月、10月、2月）もしくは必要に応じて実施する。

- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやけんか、ふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

①休み時間や放課後の雑談の中での児童生徒の様子把握

②個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等による把握

- (3) 生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努めます。

①相談窓口

横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン 046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ110番 0466-81-8111

②校内相談窓口 各学年主任

③スクールカウンセラーの活用

5. いじめへの対処

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。
- (2) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ちます。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (4) いじめを受けた指導生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- (6) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようと言う態度を育むようにします。

- (7) SNS等を介して行われるインターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの対応に理解・協力を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。
- (8) 特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該児童生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行います。
- (9) 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6. 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対応を行います。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

7. 年間指導計画

	教職員の活動	生徒への活動	保護者・地域への活動
4月	○支援会議 ・困り感を持つ生徒の把握 ・いじめ防止対策に関わる共通理解・情報交換	<学級活動> ・学級開き ・人間関係づくり ・学級ルールづくり <学年活動> ・学年開き	<保護者会> ・保護者会でのいじめ防止対策についての説明・啓発 <地域各連絡会> ・諸連絡会で、いじめ防止対策についての説明
5月	○支援会議 ・家庭訪問等からの情報交換	<校外活動> ・校外行事を通じた人間関係づくり	<家庭訪問> ・保護者との情報交換 <地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換

6月	○学校いじめ防止対策委員会 ○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換	<生活アンケートの実施①> ・生徒の把握	<地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換
7月	○支援会議 ・生徒に対する情報交換 ・夏休み中の支援体制 ○生徒理解に関する校内研修	<三者面談> ・生徒の困り感の把握 ・自己有用感・自己肯定感の醸成	<三者面談> ・保護者との情報交換 <地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換
8月	○支援会議 ・夏休み後の生徒の様子の情報交換と対策	・休み明けの経過観察	
9月	○支援会議 ・生徒に対する情報交換		<地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換
10月	○学校いじめ防止対策委員会 ○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換	<体育祭> ・行事を通じた人間関係づくり <文化週間> ・行事を通じた人間関係づくり <二者面談> ・行事を終えてその様子を確認 <生活アンケートの実施②>	<学校へ行こう週間> ・学校の様子を公開 <地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換
11月	○支援会議 ・生徒に対する情報交換 ○学校評価アンケートの実施	<生徒会選挙> ・生徒会活動を見直しながら仲間のことを考える ○学校評価アンケートの実施	<地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換 ○学校評価アンケートの実施
12月	○支援会議 ・生徒に対する情報交換	<三者面談 1・2・3年生> ・生徒の困り感の把握 ・自己有用感・自己肯定感の醸成	<三者面談> ・保護者との情報交換 <地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換
1月	○支援会議 ・生徒に対する情報交換	<三者面談 3年生> ・入試に向けて ・休み明けの経過観察	<地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換

2月	○支援会議 ・生徒に対する情報交換	<生活アンケートの実施③> ・生徒の把握	<地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換
3月	○支援会議 ・生徒に対する情報交換と新年度に向けての対策 ○小学校・高等学校との連携	<二者面談 1・2年生> ・生徒の困り感の把握 ・次年度に向けて	<保護者との連携> ・新年度に向けて保護者との <地域各連絡会> ・学校の様子を発信し、地域との情報交換